

多面的機能支払交付金の
施策の評価
(案)

令和 6 年 月

農 林 水 産 省

目次

I 多面的機能支払交付金創設の背景と施策の評価の考え方	- 1 -
1 多面的機能支払交付金創設の背景	- 1 -
2 本交付金の目的	- 1 -
3 本交付金における施策の評価の考え方	- 2 -
II 農村地域をめぐる情勢	- 3 -
1 人口減少・高齢化・混住化の進行による農業集落機能の低下	- 3 -
2 農地・農業用水等の資源の状況	- 4 -
3 地域共同の保全管理の状況	- 4 -
4 農村地域に対する国民の関心	- 4 -
5 本交付金に期待される役割	- 5 -
III 食料・農業・農村基本法の見直し	- 6 -
1 食料・農業・農村基本法の見直しの背景	- 6 -
2 食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会 答申	- 7 -
3 食料・農業・農村基本法の改正について	- 7 -
IV 多面的機能支払交付金の交付状況の点検	- 9 -
<交付金の実施状況>	- 9 -
1 交付金の内容	- 9 -
2 農地維持支払	- 9 -
(1) 全国の実施状況	- 9 -
(2) 地域ブロック別実施状況	- 9 -
(3) 認定農用地の地目別実施状況	- 10 -
(4) 中山間地域等直接支払交付金との重複状況	- 10 -

3 資源向上支払（共同活動）	- 10 -
（１）全国の実施状況	- 10 -
（２）地域ブロック別実施状況	- 11 -
（３）認定農用地の地目別実施状況	- 11 -
（４）農村環境保全活動の実施状況	- 11 -
（５）多面的機能の増進を図る活動の実施状況	- 11 -
4 資源向上支払（長寿命化）	- 12 -
（１）全国の実施状況	- 12 -
（２）地域ブロック別実施状況	- 12 -
（３）対象農用地の地目別実施状況	- 12 -
5 新型コロナウイルス感染症の本交付金の活動への影響	- 13 -
6 取組状況の評価	- 13 -
<取組の分析・検証>	- 15 -
1 実施体制	- 15 -
（１）対象組織のリーダーの育成・確保	- 15 -
（２）多様な主体の参画	- 16 -
（３）広域化の状況	- 17 -
（４）農業者のみで構成された活動組織	- 18 -
（５）未取組集落の意向	- 18 -
（６）生態系保全、環境保全型農業に関する取組について	- 18 -
2 国民への啓発	- 18 -
3 農地集積が進んでいる地域における本交付金の資源保全への対応状況	- 19 -
4 SDGs と本交付金の関わり	- 20 -
（１）SDGs と本交付金の関係の整理	- 20 -
（２）SDGs の観点からの本交付金の展望	- 20 -
V 多面的機能支払交付金の効果の評価	- 22 -
（１）地域資源の適切な保全管理	- 23 -
（２）農業用施設の機能維持・増進	- 24 -
（３）農村環境の保全・向上	- 24 -
（４）自然災害の防災・減災・復旧	- 25 -
2 社会	- 27 -

3	経済	- 29 -
VI	これまでの課題と今後の展開方向	- 30 -
1	課題	- 30 -
2	今後の展開方向.....	- 30 -
3	おわりに	- 32 -
	(参考1) 都道府県における施策の評価結果	- 33 -
	(参考2) 対象組織の自己評価及び市町村評価.....	- 34 -
	(参考3) 多面的機能支払交付金第三者委員会 委員名簿	- 35 -
	(参考4) 多面的機能支払交付金第三者委員会の開催の経緯.....	- 36 -

I 多面的機能支払交付金創設の背景と施策の評価の考え方

(要旨)

- 平成 25 年 12 月に閣議決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「多面的機能の維持・発揮」を図る取組として「日本型直接支払制度の創設」が位置付けられたことを受け、平成 26 年度に多面的機能支払交付金を含む日本型直接支払制度を創設。平成 26 年 6 月には「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が成立し、平成 27 年度から本交付金は同法に基づく事業として実施。
- 本交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮と農業の担い手への農地集積という構造改革の後押しを目的に、地域の共同活動を支援。
- 本交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、交付状況の点検及び効果の評価を行う。

1 多面的機能支払交付金創設の背景

農林水産省は、平成 19 年度に農地、水及び環境の良好な保全とその質の向上を図る対策として、「農地・水・環境保全向上対策」を創設した。この対策は、人口減少、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により困難になりつつある農地、農業用水等の資源を適切に保全管理するとともに、これらの資源を基礎として営まれる農業生産活動について環境保全を重視したものに転換することを目的としていた。その後、農林水産省は、平成 23 年度に農地・水・環境保全向上対策から環境保全型農業直接支払を分離し、名称変更を行い「農地・水保全管理支払」として支援を実施してきた。

このような中、平成 25 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が閣議決定された。その中で、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」に向けた 4 つの柱が示され、その 1 つである「多面的機能の維持・発揮」を図る取組として「日本型直接支払制度の創設」が位置付けられた。

これを受けて、平成 26 年度に農地・水保全管理支払を再編した多面的機能支払交付金（以下「本交付金」という。）とともに、中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金からなる日本型直接支払制度が創設された。さらに、これらの制度を法律に基づく措置とするため、農林水産省は平成 26 年 3 月 7 日に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案」を国会に提出し、同法は同年 6 月 13 日に成立、平成 27 年 4 月 1 日に施行された。

なお、平成 27 年 3 月に閣議決定された「新たな食料・農業・農村基本計画」において、農村の振興に関する施策の 1 つとして日本型直接支払制度が位置付けられ、平成 27 年度から本交付金は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業として実施されることとなった。

＜図表 I－1＞

2 本交付金の目的

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」にあるように、農業は、

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しており、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらしている。

しかしながら、近年の農村地域の人口減少、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する農業の担い手の負担が増大し、農業の担い手への農地集積・集約化が阻害されることが懸念される状況にある。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮と、農業の担い手への農地集積という構造改革の後押しを目的として、地域の共同活動を支援する本交付金を実施するものである。

3 本交付金における施策の評価の考え方

本交付金の取組の推進に当たっては、取組の実行状況を点検し、効果の評価等を実施するなど、地域資源の適切な保全管理に資する活動に関して、国民の理解の増進に努めることが必要である。

このため、本交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映するため有識者による第三者委員会を設置し、本交付金の実施に係る助言を頂いてきたところである。

本交付金は、国の取りまとめた交付状況の点検結果及び効果の評価に加え、都道府県が取りまとめた共同活動の実施状況の点検結果及び活動組織の取組の評価も踏まえ、交付状況の点検及び効果の評価を行うこととしている。

効果の評価に当たっては、第三者委員会の意見を受けて、持続可能な世界を目指す国際目標である SDGs の考え方を踏まえ、「資源と環境」「社会」「経済」の3つの視点で評価を行う。

なお、令和5年度に前回の施策の評価から5年が経過したところであるが、令和4年9月以降の食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）の検証・見直しを踏まえ、令和6年度に施策の評価を実施することとしたものである。

<図表 I－2 ①②>

Ⅱ 農村地域をめぐる情勢

(要旨)

- 農村地域における人口減少及び高齢化の進行は顕著であり、令和4年の農業経営体数は97.5万経営体となり初めて100万経営体を下回り、令和5年は更に92.9万経営体に減少。
- 農林業センサスによれば、2010年から2020年までの10年間で都市化や無住化により農業集落数が約1,000減少。
- 農地、農業用水等の資源は、農業の生産基盤であるとともに、多面的機能の発揮に不可欠であり、その効果は地域住民や国民全体に波及。
- 地域に密着した末端の農地周りの施設は、農業集落等地域の共同活動により保全。末端の農地周りの施設については、老朽化が進行。
- 全国の農村地域において、農業用排水路のある農業集落のうち81.2%は集落で保全活動を実施。都市住民やNP0・学校・企業といった農業集落外との連携は着実に増加。
- 内閣府の農山漁村に関する世論調査によれば、農村地域の持つ役割の中で、食料生産に加えて、多面的機能についても重要であるとの回答。また、活力が低下した農村地域に対する意識として「積極的にそのような地域（集落）に行って協力したい」又は「機会があればそのような地域（集落）に行って協力したい」と回答した人の割合は全体の72.9%を占めている。
- 社会構造の変化に伴い農地の所有と利用の分離が進み、農業生産活動が少数の大規模経営体に集中するとともに、地域資源の保管理に携わる者が減少。本交付金の取組を契機として、非農業者も含め集落全体でその活動を支えるとともに、都市住民等の活動への参画を求めるなど、集落の枠組みを超えた活動への発展を促す仕組みの強化が必要。

1 人口減少・高齢化・混住化の進行による農業集落機能の低下

我が国における人口は平成20年をピークに減少傾向が続いており、特に農村地域における人口減少及び高齢化の進行は顕著である。さらに、農業構造動態調査によると、令和4年の全国の農業経営体数は97.5万経営体となり初めて100万経営体を下回った。また、令和5年の全国の農業経営体数は92.9万経営体となり、更に数を減らした。一方、経営規模別の増減では、北海道で30ha以上、都府県で20ha以上の経営体が増加するなど、農業経営体の減少及び規模拡大が進んでいる。土地持ち非農業者数の増加による混住化の進行と相まって、農村における農地、農業用水等の資源や地域コミュニティの維持が困難になる可能性がある。

農林業センサスによると、2010年から2020年までの10年間で都市化や無住化により農業集落数が約1,000減少している。

＜図表Ⅱ－1①～②＞

さらに、農村の人口減少に伴い、集落内の戸数・人口が減少し、集落の小規模化も進展している。集落が小規模化すると、農業用排水路や農地の保全、伝統的な祭・文化・芸能の保存等の集落活動の実施率が低下するという分析結果もあるが、2050年には「人口9人以下」の小規模集落が全集落の10%を超え、特に、山間農

業地域では 30%を超えることが見込まれている。このように集落規模の縮小が進む中、2050 年には、コミュニティとしての機能が失われる人口 9 人以下になると想定される集落の農地面積は約 30 万 ha、その予備軍となり得るコミュニティ機能の維持が困難になる可能性の高い高齢化率 50%以上の集落の農地面積は約 70 万 ha に達すると推測されている。これらの農地を有する集落では、共同活動の実施率が更に低下し、農業生産や農村生活に大きな影響を与えることが懸念される。

＜図表Ⅱ－1③～⑤＞

2 農地・農業用水等の資源の状況

農地、農業用水等の資源は、農業の生産基盤であり、国民に対する食料の安定供給や、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの多面的機能の発揮に不可欠であり、その効果は地域住民や国民全体に波及するものである。

水源から農地へ円滑に水を供給するためには、水利システム全体としての保全管理がなされなければならない。比較的規模の大きい施設は、土地改良区が管理しており、地域に密着した末端の農地周りの水路、ため池、農道等の施設は、農業集落等の地域の共同活動により保全されているが、施設の老朽化が進行している状況にある。

3 地域共同の保全管理の状況

2020 年農林業センサスによれば、全国の農村地域において、農業用排水路のある農業集落のうち 81.2%は集落で保全活動を実施しており、また、ため池・湖沼のある農業集落のうち 64.9%は集落で保全活動を実施している。これらの保全活動を実施している農業集落の割合は、2015 年農林業センサスの調査結果より高くなっている。

＜図表Ⅱ－2①＞

また、地域資源の保全についての連携も進んでいる。農業用排水路の保全管理に取り組んでいる農業集落のうち 10.1%が都市住民と連携しており、2015 年農林業センサスの約 4 倍に増加している。同じく農業用排水路の保全管理に取り組んでいる農業集落のうち 1.7%が、NPO、学校及び企業と連携しており、2015 年農林業センサスの約 2 倍に増加している。

＜図表Ⅱ－2②～③＞

4 農村地域に対する国民の関心

令和 3 年度に内閣府が実施した農山漁村に関する世論調査によれば、農村地域の持つ役割の中で、どのようなものが特に重要だと思うか聞いたところ、「食料を生産する場としての役割」を挙げた者の割合が最も高かった。次いで、「多くの生物が生息できる環境の保全や良好な景観を形成する役割」「地域の人々が働き、かつ生活する場としての役割」「水資源を貯え、土砂崩れや洪水などの災害を防止する

役割」などが挙げられており、農業・農村の持つ多面的機能も重要であると認識されていることが伺える。

＜図表Ⅱ－３①＞

また、農業の停滞や過疎化・高齢化などにより活力が低下した農村地域に対する意識として「積極的にそのような地域（集落）に行って協力したい」又は「機会があればそのような地域（集落）に行って協力したい」と回答した人の割合は全体の72.9%を占めており、特に40代や女性を中心に農村地域への関心が高い状況にある。

＜図表Ⅱ－３②＞

5 本交付金に期待される役割

かつては農地の所有者と耕作者が一致し、小規模経営体を含む多数の農業者の共同活動により、農地周りの水路等の地域資源の保全管理が行われてきたが、社会構造の変化に伴い農地の所有と利用の分離が進み、農業生産活動が少数の大規模経営体に集中するとともに、地域資源の保全管理に携わる者が減少している。このため、本交付金の取組を契機として、非農業者も含め集落全体でその活動を支える必要性が生じている。また、都市住民の農村地域への関心の高まりを捉え、活動への参画を求めるなど、集落の枠組みを超えた活動への発展を促す仕組みの強化が求められている。

Ⅲ 食料・農業・農村基本法の見直し

(要旨)

- 農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法について、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大など、我が国の農業を取り巻く情勢変化を踏まえ、四半世紀ぶりに改正。
- 人口減少の影響が特に農村において先行して生じており、生産基盤の保全等が実施できず農業の持続的な発展にも支障が生じるおそれがある中、農業者や地域住民等の共同活動は、地域の農業生産活動の維持に加えて多面的機能の発揮にも重要な役割を果たすものである。このことから、改正法においては、本交付金に係る条文として農地の保全に資する共同活動の促進を規定した第 44 条が新たに設けられた。
- このほか、関係する条項として、第 3 条に「環境と調和のとれた食料システムの確立」、第 4 条に「多面的機能の発揮」、第 29 条に「農業生産の基盤の整備及び保全」が記載。
- なお、本交付金については、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（令和 5 年 12 月 27 日）において、「活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進する。また、事務の簡素化や土地改良区の共同活動への関与の在り方について令和 6 年度中に検討する。」「環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。」こととされた。

1 食料・農業・農村基本法の見直しの背景

改正前の食料・農業・農村基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すものである。（１）食料の安定供給の確保、（２）農業の有する多面的機能の発揮、（３）農業の持続的な発展と（４）その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として制定された。

制定からおよそ四半世紀が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大など、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化しているところである。

こうした情勢の変化を踏まえ、令和 4 年 9 月以降、基本法の検証・見直しに向けた検討を行った。

本交付金の施策の評価に当たっては、改正基本法及びその過程の議論で示された施策の方向性を踏まえることとする。

＜図表Ⅲ－１＞

2 食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会 答申

令和4年9月、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に対して、「食料、農業及び農村に係る基本的な政策の検証及び評価並びにこれらの政策の必要な見直しに関する基本的事項に関することについて、貴審議会の意見を求める。」と諮問した。

食料・農業・農村政策審議会に設置された基本法検証部会において、改正前の基本法制定後の約20年間における農業構造の変遷や国際的な議論の進展等の情勢の変化、それらを踏まえた政策の検証や今後20年程度を見据えた課題を整理した。

さらに、これらを踏まえて見直すべき基本理念や基本的な施策の方向性について、集中的に議論し、令和5年5月に中間取りまとめを行った後に、国民からの意見募集を行い、広く国民の声を聴きながら、最終的な取りまとめを行った。

食料・農業・農村政策審議会の答申において、本交付金に関しては、「農村人口の減少によって、これまで集落による共同活動により保全管理していた末端の用排水路や農道等の農業インフラ機能の維持が困難となる問題は、食料安全保障に関わる深刻な課題となる。」ことが指摘されている。また、見直しの方向として、「末端の用排水路、農道等については、草刈りや泥上げ等の共同活動を通じた保全管理を継続するため、集落内の非農業者・非農業団体の参画促進等を引き続き実施することが重要である。」としつつ、「農業生産を継続する意向があるものの、集落の小規模化に伴い、集落内で末端施設の保全管理を担う人員を確保することが困難となり、農業生産自体の継続が困難となる地域においては、集落間の連携、共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進、土地改良区による作業者の確保等を講ずる必要がある。」ことが指摘されている。

<図表Ⅲ－2①～②>

3 食料・農業・農村基本法の改正について

基本法の見直しと併せて、特に基本的施策の追加又は見直しが必要となっている事項についての政策の方向性を整理した「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（令和5年6月2日）や、その内容を具体化した「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容」（令和5年12月27日）が食料安定供給・農林水産業基盤強化本部で決定されている。

本交付金については、「活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進する。また、事務の簡素化や土地改良区の共同活動への関与の在り方について令和6年度中に検討する。」こととされた。

また、環境負荷低減の観点から、「環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。」こととされた。

上記のような検討を踏まえ、農林水産省は、令和6年常会に改正法案を提出した。改正法は、同年5月29日に成立、6月5日に公布・施行に至った。

改正法においては、本交付金に係る条文として農地の保全に資する共同活動の促進を規定した第44条が新たに設けられた。

これは、人口減少の影響が、特に農村において顕著に先行して生じており、農地

や農業用排水路といった生産基盤の保全等が実施できず、農村の振興だけでなく、農業の持続的な発展にも支障が生じるおそれがある中、農業者だけでなく、地域住民などの農村との関わりを持つ者が共同して行っている、水路の泥上げ、畦の草刈りなどの農地保全のための活動は、地域の農業生産活動の維持に加えて、農業生産活動による良好な景観の維持など、多面的機能の発揮にも重要な役割を果たすものであるからである。

このほか、関係する条項として、第3条に「環境と調和のとれた食料システムの確立」について、第4条に「多面的機能の発揮」について、第29条に「農業生産の基盤の整備及び保全」について記載されている。

<図表Ⅲ－3①～⑤>

(環境と調和のとれた食料システムの確立)

第3条

食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない。

(多面的機能の発揮)

第4条

国土の保全、水源の^{かん}涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に鑑み、将来にわたって、環境への負荷の低減が図られつつ、適切かつ十分に発揮されなければならない。

(農業生産の基盤の整備及び保全)

第29条

国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより農業の生産性の向上を促進するとともに、気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにするため、地域の特性に応じて、環境との調和及び先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化及び畑地化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずるものとする。

(農地の保全に資する共同活動の促進)

第44条

国は、農業者その他の農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動が、地域の農業生産活動の継続及びこれによる多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることに鑑み、これらの共同活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

IV 多面的機能支払交付金の交付状況の点検

<交付金の実施状況>

1 交付金の内容

本交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成される。

農地維持支払交付金（以下「農地維持支払」という。）は、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援するものである。資源向上支払交付金は、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動（以下「資源向上支払（共同活動）」という。）並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修、更新等の活動（以下「資源向上支払（長寿命化）」という。）を支援するものである。

2 農地維持支払

（要旨）

- 令和5年3月末現在、全国1,445市町村において、25,967組織が約232万haの農用地で地域の共同活動による保全管理活動を実施しており、前回施策の評価を行った平成30年度の実施状況と比較すると、認定農用地面積は1.01倍と微増。
- カバー率※は、全国で見ると56%となっているが、地域ブロック別に見ると、北陸、北海道、近畿では高い一方、関東、四国では低い。
- 全国の地目別のカバー率は、田66%、畑46%、草地44%。
- 中山間地域等直接支払交付金の取組面積は約66万haであり、農地維持支払と重複する約45万haを除くと、全国で約253万haの農用地で地域の共同活動を実施。

※農用地面積に対する認定農用地面積の比率。

（1）全国の実施状況

農地維持支払については、令和5年3月末現在、全国1,445市町村において、25,967組織が約232万haの農用地で、約43万kmの水路、約25万kmの農道、約4.7万箇所のため池を対象に地域の共同活動による保全管理活動を実施している。

前回の施策の評価時点である平成30年度の実施状況と比較すると、認定農用地面積は1.01倍と微増している。

<図表Ⅳ－1－1>

（2）地域ブロック別実施状況

農地維持支払の実施状況について地域ブロック※¹別に見ると、認定農用地面積は北海道が約79万haと最も大きく、次いで東北が約45万ha、九州が約26万haとなっている。

また、農地維持支払のカバー率※²は、全国で見ると56%となっているが、地域ブロック別に見ると、北陸、北海道、近畿において、それぞれ75%、68%、65%と高い一方、関東、四国においては、それぞれ36%、45%と低い。

<図表Ⅳ－１－２>

※１：地域ブロックとは、北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄の 10 ブロック。

※２：農用地面積に対する認定農用地面積の比率。

(３) 認定農用地の地目別実施状況

農地維持支払の実施状況を認定農用地の地目別に見ると、約 232 万 ha の認定農用地面積のうち、田が約 145 万 ha、畑が約 55 万 ha、草地が約 31 万 ha となっており、地目別のカバー率は、田 66%、畑 46%、草地 44%となっている。

地域ブロック別に見ると、北海道では畑、草地の占める割合が高く、それぞれ 40%、37%となっており、東北、北陸では田が 90%以上となっている。また、沖縄では、畑が 90%となっている。

<図表Ⅳ－１－３>

(４) 中山間地域等直接支払交付金との重複状況

農地維持支払の認定農用地面積は約 232 万 ha である一方、中山間地域等直接支払交付金の取組面積は約 66 万 ha となっているが、このうち約 45 万 ha が農地維持支払と重複しており、重複を除いて合計すると、全国で約 253 万 ha の農用地で地域の共同活動が実施されている。

地域ブロック別に見ると、草地での重複が多い北海道を除けば、九州、中国地方で重複面積が大きくなっている。

<図表Ⅳ－１－４>

3 資源向上支払（共同活動）

(要旨)

- 令和 5 年 3 月末現在、全国 1,305 市町村において、20,570 組織が約 207 万 ha の農用地で、地域資源の質的向上を図る共同活動を実施。
- カバー率は、全国で見ると 50%となっているが、地域ブロック別に見ると、北陸、北海道、近畿では高い一方、関東、四国では低い。
- 全国の地目別のカバー率は、田 59%、畑 42%、草地 37%。
- 農村環境保全活動のテーマでは、「景観形成・生活環境保全」「生態系保全」「水質保全」に取り組んでいる活動組織が多い。
- 多面的機能の増進を図る活動は、資源向上支払（共同活動）に取り組む活動組織のうち 73%で実施しているものの、その取組数は 1 つにとどまっている活動組織が多い。取組としては「農村環境保全活動の幅広い展開」「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」に取り組んでいる活動組織が多い。

(１) 全国の実施状況

資源向上支払（共同活動）については、令和 5 年 3 月末現在、全国 1,305 市町村において、20,570 組織が約 207 万 ha の農用地で、地域の多様な主体の参画を得て地域資源の質的向上を図る共同活動を実施している。これらは、農地維持支払の活動組織数の 79.2%、認定農用地面積の 89.3%となっている。

<図表Ⅳ－２－１>

(2) 地域ブロック別実施状況

資源向上支払（共同活動）の実施状況について地域ブロック別に見ると、認定農用地面積は北海道が約 73 万 ha と最も大きく、次いで東北が約 39 万 ha、九州が約 24 万 ha となっている。

また、資源向上支払（共同活動）のカバー率は、全国で見ると 50%となっているが、地域ブロック別に見ると、北陸、北海道、近畿において、それぞれ 71%、63%、59%と高い一方、関東、四国においては、それぞれ 27%、34%と低い。

＜図表Ⅳ－２－２＞

(3) 認定農用地の地目別実施状況

資源向上支払（共同活動）の実施状況を認定農用地の地目別に見ると、約 207 万 ha の認定農用地面積のうち、田が約 130 万 ha、畑が約 51 万 ha、草地在約 26 万 ha となっており、地目別のカバー率は、田 59%、畑 42%、草地 37%となっている。

地域ブロック別に見ると、北海道では畑、草地の占める割合が高く、それぞれ 42%、33%となっており、東北、北陸、近畿では田の認定農用地面積割合が 90%以上となっている。また、沖縄では、畑の認定農用地面積割合が 93%となっている。

＜図表Ⅳ－２－３＞

(4) 農村環境保全活動の実施状況

農村環境保全活動の実施内容をテーマ別に見ると、「景観形成・生活環境保全」が 20,570 組織中 19,037 組織（93%）、「生態系保全」が 20,570 組織中 5,272 組織（26%）、「水質保全」が 20,570 組織中 3,819 組織（19%）の順に実施している活動組織が多い。

実施している活動組織が最も多い「景観形成・生活環境保全」において具体的に実施している取組を見ると、「植栽等の景観形成活動」が最も多く、次いで「施設等の定期的な巡回点検・清掃」を実施している活動組織が多い。

「生態系保全」の取組では「生物の生息状況の把握」を、「水質保全」の取組の中では「水質モニタリングの実施・記録管理」を実施している活動組織が多い。

＜図表Ⅳ－２－４＞

(5) 多面的機能の増進を図る活動の実施状況

資源向上支払（共同活動）に取り組む 20,570 組織のうち、73%の 15,035 組織が多面的機能の増進を図る活動を実施しているものの、その大半の 11,080 組織は取組数が 1 つにとどまっている。具体的な取組としては、「農村環境保全活動の幅広い展開」が 15,035 組織中 6,458 組織（43%）と最も多くなっている。次に「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」が 15,035 組織中 5,764 組織（38%）となっている。

活動組織が自己評価を行った結果、多面的機能の増進を図る活動への取組数が増えるにつれて発現する効果も増加する傾向が見られる。このことから、多面的機能を更に増進させるためには、より多くの活動組織において多面的機能の増進を図る

活動に取り組むとともに、取組数の増加を促すことが有効である。

＜図表Ⅳ－２－５＞

4 資源向上支払（長寿命化）

（要旨）

- 令和５年３月末現在、全国932市町村において、11,237組織が約79万haの農用地で、水路、農道、ため池の補修又は更新を計画。
- 地域ブロック別の対象農用地面積は九州、東北、北陸で大きい。
- 対象農用地の地目別に見ると、田が約65万ha、畑が約13万ha、草地在約0.6万ha。

（１）全国の実施状況

資源向上支払（長寿命化）については、令和５年３月末現在、全国 932 市町村において、11,237 組織が約 79 万 ha の農用地において約 3.9 万 km の水路、約 2.0 万 km の農道、5,656 箇所のため池の補修又は更新を計画しており農地維持支払で保全管理する対象施設の数量に対する割合は、水路は 9.0%、農道は 7.9%、ため池は 12.1%となっている。

＜図表Ⅳ－３－１＞

（２）地域ブロック別実施状況

資源向上支払（長寿命化）の実施状況について地域ブロック別に見ると、対象農用地面積は九州が約 16.4 万 ha と最も大きく、次いで東北が約 15.6 万 ha、北陸が約 11.8 万 ha となっている。

また、資源向上支払（長寿命化）のカバー率は、全国で見ると 19%となっているが、地域ブロック別に見ると、近畿、北陸、東海において、それぞれ 40%、39%、33%となっている。

＜図表Ⅳ－３－２＞

（３）対象農用地の地目別実施状況

資源向上支払（長寿命化）の実施状況を対象農用地の地目別に見ると、約 79 万 ha の対象農用地面積のうち、田が約 65 万 ha、畑が約 13 万 ha、草地在約 0.6 万 ha となっており、地目別のカバー率は、田 29%、畑 11%、草地 1%となっている。

地域ブロック別に見ると、北陸、東北では田の占める面積の割合が 90%以上となっている。また、沖縄では、畑の占める面積の割合が 96%となっている。

＜図表Ⅳ－３－３＞

5 新型コロナウイルス感染症の本交付金の活動への影響

(要旨)

- 新型コロナウイルス感染症による共同活動への影響については、アンケートの回答があった活動組織のうち活動時間が減少した活動組織が22%、活動人数が減少した活動組織が25%であった。
- 集会等の開催回数については、アンケートの回答があった活動組織のうちリモート開催が増加した活動組織が67%、書面開催が増加した活動組織が68%、対面開催が51%の活動組織で減少。

活動組織へのアンケート調査（令和5年度）では、コロナ禍における共同活動への影響については、「悪い影響があった」と回答した活動組織が39%、「影響なし」の活動組織が56%との結果であった。また、アンケートの回答があった活動組織のうち活動時間が減少したとする活動組織が22%、活動人数が減少したとする活動組織が25%であった。集会等の開催回数については、リモート開催が増加したとする活動組織が67%、書面開催が増加したとする活動組織が68%、対面開催が減少したとする活動組織が51%であった。また、ある活動組織の役員からは、「多面的機能支払交付金の活動は、コロナで集まる機会も少ない中で唯一地域の方々とコミュニケーションがとれる場になっている。」といった声も聞かれた。

<図表Ⅳ－4>

6 取組状況の評価

(要旨)

- 令和4年度の実績は約232万haであり、地域の共同活動による保全管理活動の取組は着実に拡大。
- 平成28年度に閣議決定された土地改良長期計画では、①地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率：約4割以上②持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合：約5割以上を目標設定。
- 令和2年度実績は、地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率は36%、持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合は46%。
- 令和3年3月に閣議決定された新たな土地改良長期計画では、①地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合：約6割以上②地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率：約5割以上③地域による農地・農業用水等の保全管理への参加者数：延べ1,400万人・団体以上が目標として位置づけ。
- 令和4年度実績は、地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合は50%、地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率は35%、地域による農地・農業用水等の保全管理への参加者数は延べ504万人・団体。

令和4年度の取組面積は約232万haであり、前回の施策の評価時点である平成30年度以降、取組面積は増加していることから、地域の共同活動による保全管理活動の取組は着実に拡大していると考えられる。

なお、平成28年度に閣議決定された土地改良長期計画（平成28年度～令和2年度）において、本交付金に関連する重要業績指標（KPI）は、以下のとおりとしている。

- ① 地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率：約4割以上（令和2年度）
- ② 持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合：約5割以上（令和2年度）

令和2年度における地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率は36%、持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合は46%である。

＜図表Ⅳ－5 ①～②＞

また、令和3年3月に閣議決定された新たな土地改良長期計画（令和3年度～令和7年度）において、本交付金に関連するKPI等が以下のとおりとしている。

- ① 地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合：約6割以上
- ② 地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率：約5割以上
- ③ 地域による農地・農業用水等の保全管理への参加者数：延べ1,400万人・団体以上

令和4年度における地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合は50%、地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率は35%、地域による農地・農業用水等の保全管理への参加者数は延べ504万人・団体である。

＜図表Ⅳ－5 ③～④＞

<取組の分析・検証>

1 実施体制

(要旨)

- 地域づくりのリーダーの後継者が「かなりいる」又は「いる」と回答した組織が全体の38%を占め、その年齢層は、50代以下が62%。また、女性役員がいる組織の割合は20%。一方、組織が設立されてから代表及び会計（事務局）の交代がほぼ行われていない組織の割合は、代表で39%、会計（事務局）で46%となっており、役員、事務局の世代交代を円滑に行うために必要なことについては、65%の組織が「60歳以下の現役世代からの役員参加」と回答。
- 活動組織の構成員数は、農業者及び非農業者を合わせて約231万人・団体で、うち非農業者は約80万人・団体。参画している団体では、自治会、子供会、女性会が多い。
- 地域住民以外の方が参加する活動を実施している活動組織は23%を占めており、このことは地域内だけでなく地域外からの参加を図りながら本交付金の取組が展開されていることを示唆。
- 地域内外の多様な主体との連携について、連携を希望する組織は一定数ある一方で、連携に係る調整に課題を感じている状況。地域外からの人を呼び込む場合に必要なことについて、「うまくいっている事例の情報」「経済的な支援」「環境、仕組み（マッチング支援など）」「地域内外の調整をする中間支援組織」などが多い。
- 広域活動組織数は年々増加しており、これに伴い、認定農用地面積の面積規模が200ha以上の合計面積も増加している。また、活動組織の広域化について、55%の市町村が広域化が必要と考えられる組織があると回答。
- 農地維持支払に取り組む農業者のみで構成された活動組織数は全体の8.8%であり、認定農用地面積全体の3.4%。
- 未取組集落においても本交付金への認知度は高く、聞き取り調査を行った72%の集落で取組を検討したことがあると回答しており、24%の集落が検討を継続、48%の集落が取組に至らずに検討を先送り。
- 活動組織の対象地域内の「環境保全型農業」の取組状況について、アンケート調査を実施した活動組織のうち「有機農業」に取り組む活動組織の割合が33%、「堆肥の施用」に取り組む活動組織の割合が44%、「カバークロップ」に取り組む活動組織の割合が21%、「長期中干し」に取り組む活動組織の割合が12%、「秋耕」に取り組む活動組織の割合が47%、となっている。

(1) 対象組織のリーダーの育成・確保

対象組織へのアンケート調査（令和3年度）では、地域づくりのリーダーの後継者が「かなりいる」又は「いる」と回答した組織が全体の38%を占め、その年齢層は、30代以下が6%、40代が24%、50代が32%と、50代以下が62%を占めている。女性役員がいる組織の割合は全体の20%であった。本交付金の取組内容別に見ると、農地維持支払及び資源向上（共同活動）に取り組む組織並びに農地維持

支払、資源向上（共同活動）及び長寿命化に取り組む組織は、農地維持支払のみに取り組む組織より女性役員がいる組織の割合が高い。また、資源向上支払（共同活動）に取り組む組織について認定農用地面積規模別に見ると、50ha 以上の組織の割合が高くなっている。

＜図表Ⅳ－６－１①＞

活動組織へのアンケート調査（令和５年度）では、役員に占める 60 歳以下の役員の割合は、平均で 34%となっている。また、代表や会計（事務局）の交代については、代表で 39%、会計（事務局）で 46%の組織が、設立されてからほぼ行われていないと回答している。さらに、役員、事務局の世代交代を円滑に行うために必要なことについては、「60 歳以下の現役世代からの役員参加」と回答した組織 65%と最も多い。

＜図表Ⅳ－６－１②＞

加えて、本交付金の活動推進や継続のために行っている工夫及び今後行いたい工夫については、いずれも「世代交代を見据えた役員構成と活動の実施」が最も多くなっている。

＜図表Ⅳ－６－１③＞

（２）多様な主体の参画

活動組織の構成員数は、農業者及び非農業者合わせて 約 231 万人・団体で、うち非農業者は 約 80 万人・団体と 35%を占める。

農地維持支払の活動組織に参画している団体では、自治会が最も多く、次いで子供会、女性会が多い。

＜図表Ⅳ－６－２①＞

本交付金の取組として、地域住民以外の方が参加する活動を実施している活動組織は 23%を占めている。地域住民以外の方が来訪する場所やイベントの創出を実施している組織があると回答した市町村は 37%、学生や企業、研究機関等の受け入れや連携を図っている組織があると回答した市町村は 17%を占めている。本交付金の取組においては、地域内だけでなく地域外からの参加や連携を図りながら展開されていることが示されている。

＜図表Ⅳ－６－２②＞

地域資源（農地、農業用排水路等）の保全活動について、①都市住民と連携して保全している農業集落の割合、②NP0・学校・企業と連携して保全している農業集落の割合をみると、農業地域類型間で差があるが、カバー率が高い市町村では都市住民、あるいは NP0・学校・企業と連携して保全している農業集落の割合が高い傾向が見られる。

＜図表Ⅳ－６－２③＞

活動組織へのアンケート調査（令和５年度）では、活動への地域内からの参加者は、現状では「参加者不足による支障はない」と回答する組織が 94%である一方、将来（５～10 年後）不足し支障がある見込みと回答する組織が 47%となっている。

＜図表Ⅳ－６－２④＞

地域外の民間企業及び法人との連携について、29%の組織が、地域資源の保全

活動を継続するため、地域外からの人、特に民間企業や法人と「連携したい」と回答した。連携したい活動について、「農地維持活動 基礎的な保全活動」が最も多く、次いで「資源向上（共同）活動 軽微な補修」が多い。特に連携したい業界は、「建設業界・製造業界」が、67%で最も多い。地域外の民間企業及び法人と連携したい理由としては、47%が、「人手は十分足りているが、将来的な準備として」と回答した。一方、連携しなくてよい理由は、「地域外の人との調整が難しそう」という回答が、59%であった。

＜図表Ⅳ－６－２⑤～⑥＞

教育機関との連携について、48%の組織が「連携したい」と回答した一方、23%の組織が「連携しなくてよい」と回答した。連携したい対象については、「小・中学校」が 73%で最も多い。連携したい理由としては、「地域の PR が図れ、地域内で活動への理解が深まるから」が最も多く、次いで「子どものころの体験が地域や多面に理解のある大人になるから」が多い。一方、連携しなくてよい理由は、「実施するだけの人手がないため」、が最も多く、次いで「地域内で調整が難しそう」が多かった。

地域外からの人を呼び込む場合に必要なこととしては、「うまくいっている事例の情報」「経済的な支援」「環境、仕組み（マッチング支援など）」「地域内外の調整をする中間支援組織」などの回答が多い。地域内外の調整をする中間支援組織として適切などころとしては、「市町村」との回答が 72%と最も多い。

＜図表Ⅳ－６－２⑦～⑧＞

（３）広域化の状況

広域活動組織数は年々増加しており、これに伴い、認定農用地面積の面積規模が 200ha 以上の合計面積も増加している。

＜図表Ⅳ－６－３①＞

活動組織の広域化について、55%の市町村が広域化が必要と考えられる組織があると回答している。

活動組織の意向を見ると、13%の組織が広域化する意向があり、広域化の範囲としては、「市町村単位」が 4 %、「旧市町村単位、水系単位、学校単位」が 4 %、「隣の集落」が 5 %となっている。

広域化した組織では、集落の事務負担が軽減したと回答した組織が半数を占めており、事務負担の低減に効果を上げている。

＜図表Ⅳ－６－３②＞

広域化が必要な理由として、事務労力の軽減を挙げている市町村が 81%と最も多くなっており、次いで、組織体制が強化されることにより、共同活動を継続的に実施できることを挙げている市町村が 52%となっている。

広域化が必要ではない理由としては、共同活動や事務手続に係るルールづくりや統一化等の広域化に至るまでの集落間の調整が煩雑になることなどを挙げている市町村が多い。

＜図表Ⅳ－６－３③＞

(4) 農業者のみで構成された活動組織

本交付金においては、農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）は、農業者のみで構成された活動組織でも取組を可能としている。

令和4年度では、農地維持支払に取り組む農業者のみで構成された活動組織は、2,289組織であり、約8万haの農用地で活動に取り組んでいる。

＜図表Ⅳ－6－4＞

(5) 未取組集落の意向

未取組集落へのアンケート調査（令和3年度）では、「交付金の内容を知っている」とする集落が61%、「交付金の名前は聞いたことがある」とする集落が24%を占めている。また、同調査では取組について「検討中である」とする集落が24%、「検討したが取組には至らなかった」とする集落が48%を占めている。取り組んでいない理由としては、「役員等の引受手がない」「高齢化の進行、農家の減少により、活動を継続的に実施することが困難」「事務手続が大変である」ことを挙げている割合が高い。

＜図表Ⅳ－6－5＞

(6) 生態系保全、環境保全型農業に関する取組について

活動組織へのアンケート調査（令和5年度）では、活動組織の対象地域内の「環境保全型農業」の取組状況について、アンケート調査を実施した活動組織のうち「有機農業」に取り組む活動組織の割合が33%、「堆肥の施用」に取り組む活動組織の割合が44%、「カバークロップ」に取り組む活動組織の割合が21%、「長期中干し」に取り組む活動組織の割合が12%、「秋耕」に取り組む活動組織の割合が47%、となっている。

＜図表Ⅳ－6－6＞

2 国民への啓発

（要旨）

- 都道府県、市町村、推進組織及び一部の活動組織においては、広報誌の発行、公式ホームページによる情報提供、研修会の開催、事例集やパンフレットの配布、一般市民向けのイベントなどを実施し、地域資源の保全活動を普及、啓発。

都道府県は、地域資源の保全活動に関する普及、啓発のため、広報誌の発行、公式ホームページによる情報提供、研修会の開催、事例集やパンフレットの配布、一般市民向けのイベントなどを実施している。

同様に、推進組織や市町村、さらに、一部の活動組織においても、公式ホームページによる活動のPRやSNSを活用した情報発信等が行われている。

さらに、農林水産省は、本交付金を活用した活動が継続的かつ効果的に実施され

るよう、関係者に対して本交付金の効果や今後の展開方向等を幅広く PRするとともに、SNS や動画等を活用して、農業者以外の方にも分かりやすく地域の共同活動の内容やその必要性を紹介している。

<図表Ⅳ－ 7 >

3 農地集積が進んでいる地域における本交付金の資源保全への対応状況

(要旨)

- 農地集積が進んだ結果、集落外の大規模経営体により耕作される農地が増加している状況。
- 大規模経営体の本交付金の活動への参加状況については、大規模経営体が集落内に居住している場合、88%の組織で大規模経営体も本交付金の活動に参加している一方、大規模経営体が集落以外に居住している場合は、本交付金の活動に「あまり参加していない」又は「参加していない」と回答した組織は54%。
- 大規模経営を展開する上での課題としては、「労働力の不足」を理由とする割合が高く、その中でも、「畦畔や法面の草刈り、水路の泥上げ等の保全管理活動」を挙げている割合が高い。また、水路や農道等の施設の補修や点検が今後更に問題となると回答した割合が高い。
- 大規模経営体は居住集落以外での水路等の保全管理活動にまでは手が回らず、非居住集落の活動組織においては人手不足が将来的に顕在化するおそれ。

農業構造動態調査によると、令和5年の全国の農業経営体数は92.9万経営体となり昨年度に引き続いて100万経営体を下回るとともに、経営耕地面積規模別の増減では、北海道で30ha以上、都府県で20ha以上の経営体が増加するなど、農業経営体の減少及び規模拡大が進んでいる。結果として、集落外の大規模経営体（農業の担い手）による耕作（入り作）に依存する集落が増えていると考えられる。

<図表Ⅳ－ 8 ①～②>

大規模経営体の本交付金の活動への参加状況については、大規模経営体が集落内に居住している場合、88%の組織で大規模経営体も本交付金の活動に参加しており、ほぼ全ての組織で経営体又は経営体の従業員等が組織の構成員となっている。一方、大規模経営体が集落以外に居住している場合は、本交付金の活動に「あまり参加していない」又は「参加していない」と回答した組織が54%を占め、組織の構成員となっている割合も55%にとどまっている。

<図表Ⅳ－ 8 ③>

大規模経営を展開する上での課題としては、「労働力の不足」を挙げている大規模経営体及び市町村が多く、大規模経営体で、「現在問題となっている」とする回答が65%、「今後さらに問題となる」とする回答が78%となっている。市町村が、「現在問題となっている」とする回答が69%、「今後さらに問題となる」とする回答が81%となっている。その中でも、「畦畔や法面の草刈り、水路の泥上げ等の保全管理活動」を理由として挙げている割合が高く、ほ場内の農作業等の営農関係作業より問題視している割合が高い。また、水路や農道等の施設の補修や点検が、今後更に問題となると回答した割合が現在と比べて高くなっている。また、農地のほ

場条件としては、水路等の施設の老朽化を挙げている割合が高い。

＜図表Ⅳ－８④＞

水路や農道の草刈り等の保全管理作業への参加者の確保状況を見ると、大規模経営体が存在しない組織と、大規模経営体が集落内に居住している組織では差は見られないが、大規模経営体が集落外に居住している組織では、活動参加者が不足、又は作業が行えずに農業に支障が出ている組織の割合が高くなっている。

＜図表Ⅳ－８⑤＞

大規模経営体は、居住集落以外での水路等の保全管理活動にまでは手が回らず、非居住集落の活動組織においては、今のところ参加者の確保はできているものの、将来的には保全管理活動への人手不足が顕在化し、活動継続に支障を来す可能性が示唆される。

4 SDGs と本交付金の関わり

（要旨）

- 持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）は、持続可能な世界を目指す国際目標。一方、本交付金による農用地の保全に資する各種の取組は、地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たすもの。このことから、SDGsと本交付金の活動目標は、持続可能な社会を目指す点において共通しており、親和性が高い。これを踏まえ整理したところ、SDGsの17の目標のうち、15の目標達成に本交付金活動が貢献していることを確認。
- 多面版SDGsローカル指標や多面的機能支払SDGsアイディアシートにより、効果的に施策や取組の評価、PR等ができる可能性。

（１）SDGs と本交付金の関係の整理

SDGs は、17 の目標と 169 のターゲットから構成される持続可能な世界を目指す国際目標である。

一方、本交付金は、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある中、地域資源の適切な保全管理を推進するなど、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に資する各種の取組が地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たすものである。

＜図表Ⅳ－９－１①～②＞

SDGs と本交付金の活動目標は、持続可能な社会を目指す点において共通しており、親和性が高いものと考えられる。本交付金の取組内容がどの目標（ターゲット）の達成に貢献しているのかを評価した結果、15 の目標達成に本交付金活動が貢献していることが確認された。

＜図表Ⅳ－９－１③＞

（２）SDGs の観点からの本交付金の展望

多面版 SDGs ローカル指標を用いて本交付金の活動を見える化することにより、

都道府県、市町村の推進施策の立案及び評価ツールとして活用が可能であると考えられる。また、多面的機能支払 SDGs アイディアシートにより、活動組織においては、活動意義を再確認し、活動継続へのモチベーションを高める効果があるだけでなく企業などとの連携を図る上で必要な組織のニーズを明らかにするほか、外部に対しては、活動の PR に活用できる可能性がある。今後は、本交付金による共同活動の SDGs への貢献について引き続き PR するとともに、活動組織向け、一般向けなど、SDGs に関する関心、理解度に応じたツールの活用を促すことで、SDGs への理解醸成を通じた活動組織や地域の活性化を図ることが重要である。

<図表Ⅳ－9－2①～②>

V 多面的機能支払交付金の効果の評価

(要旨)

- 本交付金の効果について持続可能性向上の観点から、本評価の視点を「資源と環境」「社会」「経済」の3つの項目に整理。
- 本交付金の取組が「資源と環境」「社会」「経済」の各項目に寄与していることが確認され、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるとともに、農業の担い手への農地集積という構造改革を後押ししていると評価。

本交付金の活動による効果について、持続可能な世界を目指す国際目標であるSDGsの考え方を踏まえ、評価の視点を「資源と環境」「社会」「経済」の3つの項目に整理し、定量的評価と定性的評価を組み合わせた結果及び都道府県施策の評価結果を踏まえて評価する。ただし、都道府県施策の評価における効果の評価項目に関して、必ずしも全活動組織で取り組むことができるものではなく、またその必要があるものではないことに留意が必要である。

この3つの項目ごとに本交付金による効果を評価したところ、本交付金の取組により、

- ① 資源と環境：地域資源の適切な保全管理や農業用施設の機能維持・増進、農村環境の保全・向上、自然災害の防災・減災・復旧に寄与している。
- ② 社会：多様な主体が参画した地域の共同活動が行われ、農村の地域コミュニティの維持・強化に結び付いている。
- ③ 経済：農地集積のきっかけになるとともに、大規模経営体の負担軽減につながるなど、構造改革の後押しとして地域農業に貢献に寄与している。

ことが確認され、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるとともに、農業の担い手への農地集積という構造改革を後押ししていると評価する。

1 資源と環境

(要旨)

- 本交付金の取組により、遊休農地が解消され耕作可能な状態に復旧されたことが認められている。
- 活動組織や都道府県において、本交付金が農業用施設の適切な保全管理に一定の役割を果たしているとは評価。
- 対象組織へのアンケート調査では、ほとんどの対象組織が、資源向上支払（長寿命化）に取り組まなかった場合、「農業生産や周辺地域への被害が想定され、何らかの対処が必要である」などと回答。
- 都道府県の施策の評価においては、「施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制」「定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減」の効果が発現しているとは評価。
- 対象組織へのアンケート調査では、農村環境の保全・向上について効果があったとの回答をした対象組織の割合は、景観形成・生活環境保全の効果で84%、生態系保全の効果で64%、水質保全の効果で50%。
- 都道府県及び市町村は、本交付金が農村環境の保全・向上に一定の役割を果たしているとは評価。
- 対象組織へのアンケート調査では、93%の対象組織が本交付金による継続的な施設の維持管理について、異常気象時における被害減少や早期復旧に関して「かなり役に立っている」又は「ある程度役に立っている」と回答。
- 都道府県の施策の評価においては、「自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止」「災害後の点検や復旧の迅速化」の効果が発現しているとは評価。

(1) 地域資源の適切な保全管理

(遊休農地の発生防止・拡大抑制)

対象組織へのアンケート調査（令和2年度）では、本交付金に取り組んでいなければ活動の対象農用地内に遊休農地が「かなり発生又は面積が拡大していたと思う」又は「発生又は面積が拡大していたと思う」と回答した組織が全体の66%を占めており、この割合は平成27年度調査結果（59%）と比べ高い値を示している。

＜図表V-1-1①＞

都道府県の施策の評価においては、「ほとんどの組織（8割以上）で効果発現」又は「大半の組織（5割以上8割未満）で効果発現」と回答した都道府県の割合が、「遊休農地の発生防止」で98%となっており、効果が発現しているとは評価されている。

＜図表V-1-1②＞

本交付金の取組により、遊休農地であった農用地が適切に保全管理されることで遊休農地が解消され、耕作可能な状態に復旧されたことが認められている。

このことから、本交付金は遊休農地の発生防止や拡大抑制に寄与しているとは評価する。

(農地の適切な保全管理)

2019年度（令和元年度）の市町村単位のカバー率と農林業センサスにおける経営耕地面積の関係をみると、経営耕地面積は2010年から年々減少しているものの、

カバー率が高い市町村では経営耕地面積の減少率が小さい傾向が見られる。

このことから、本交付金は経営耕地面積の減少抑制に寄与していると評価する。

＜図表V-1-1③＞

（２）農業用施設の機能維持・増進

対象組織へのアンケート調査（令和２年度）では、本交付金に取り組んでいなければ、農業用施設（水路、農道、ため池等）の管理の粗放化、施設の機能低下が「かなり進行していると思う」又は「進行していると思う」と回答した組織は全体の92%を占めており、平成27年度調査結果（85%）と比べ高い値を示している。

＜図表V-1-2①＞

都道府県の施策の評価においては、「ほとんどの組織（8割以上）で効果発現」又は「大半の組織（5割以上8割未満）で効果発現」と回答した都道府県の割合が、「水路・農道等の地域資源の適切な保全」で100%となっており、効果が発現していると評価されている。

＜図表V-1-2②＞

市町村及び大規模経営体へのアンケート調査（令和３年度）では、水路や農道の草刈り等の保全管理作業への参加者の確保状況について、本交付金に取り組んでいる区域では、「十分に確保できている」又は「確保できている」と回答した市町村が69%、大規模経営体が67%となっており、本交付金、中山間直接支払交付金いずれにも取り組んでいない区域に比べて、確保できている割合が高い。また、5～10年後の将来予測については、いずれの区域も確保状況が厳しくなると予想しているものの、本交付金に取り組んでいる区域のほうが確保できているとの回答が多くなっている。

＜図表V-1-2③＞

また、資源向上支払（長寿命化）に取り組まなかった場合を想定したアンケート調査では、ほとんどの組織が10年後に農業用排水路等の破損、老朽化等により何らかの農業生産への影響が出るとする旨の回答をしている。

＜図表V-1-2④＞

都道府県の施策の評価においては、「ほとんどの組織（8割以上）で効果発現」又は「大半の組織（5割以上8割未満）で効果発現」と回答した都道府県の割合が、「施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制」で100%、「定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減」で100%となっており、効果が発現しているとして評価されている。

＜図表V-1-2⑤＞

このことから、本交付金により農業用施設の機能の維持・増進が図られていると評価する。

（３）農村環境の保全・向上

本交付金では、資源向上支払（共同活動）の農村環境保全活動において、農村地域の景観や生態系、水質等の環境を保全する活動の一つ以上実施することを求めている。

対象組織へのアンケート調査（令和２年度）では、84%の対象組織が景観形成・生活環境保全に関して「かなり効果が出てきたと思う」又は「効果が出てきたと思

う」と回答している。

水質保全に関しては、活動に取り組んでいる対象組織の 64%が「効果が出てきた」と回答している。

生態系保全に関しては、活動に取り組んでいる対象組織の 50%が「効果が出てきた」と回答している。

<図表V-1-3①>

都道府県の施策の評価においては、「ほとんどの組織（8割以上）で効果発現」又は「大半の組織（5割以上 8割未満）で効果発現」と回答した都道府県の割合が、「地域の環境の保全・向上（景観）」で 100%、「地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心への向上」で 98%となっており、効果が発現していると評価されている。

<図表V-1-3②>

このことから本交付金は、景観形成や生態系保全等の取組を通して、農村環境の保全・向上に効果をもたらしていると評価する。

（４）自然災害の防災・減災・復旧

国土強靱化の観点から、本交付金により、平時の地域資源の保全活動を通じて、国土の保全等の多面的機能が維持・発揮されるとともに、災害発生時には農村コミュニティによる地域共同の防災活動による被害軽減が期待される。これらの活動を通じて、災害等への対応体制が整い、地域住民の防災意識が向上した組織も見受けられる。

さらに、近年、全国的に自然災害が多発していることを踏まえ、本交付金を活用して、堆積した土砂、流木の撤去等応急措置を行うとともに、甚大な自然災害の場合には、破損した水路、農道等の補修、復旧等に取り組むことを可能とし、活動要件を満たすものとみなす特例措置を講じている。これに関し、令和５年度には 128 組織でこの制度が活用され、また、令和６年能登半島地震においても活用されている。

こうしたことを踏まえ、対象組織へのアンケート調査（令和２年度）では、93%の対象組織が本交付金による継続的な施設の維持管理は異常気象時における被害減少や早期復旧に関して「かなり役立っている」又は「ある程度役に立っている」と回答している。

<図表V-1-4①>

都道府県の施策の評価においては、「ほとんどの組織（8割以上）で効果発現」又は「大半の組織（5割以上 8割未満）で効果発現」と回答した都道府県の割合が、「自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止」で 96%、「災害後の点検や復旧の迅速化」で 90%となっており、効果が発現していると評価されている。

<図表V-1-4②>

また、流域治水の一環として水田の雨水貯留能力を高める「田んぼダム」の取組については、アンケートを行った市町村の 15%(85 市町村)で実施されており、そのうち 35%で令和元年度以降に新たに着手されている。また、取り組んでいる 20 組織における「田んぼダム」の効果については、防災・減災意識の向上を挙げている組織が 75%、実際の大雨の際に排水路の水位が低下したことを挙げている組織が

35%を占めるなど、取組が着実に広がっており、効果を発揮しつつあることが伺える。

＜図表Ⅴ－１－４③～④＞

このことから、本交付金を活用した防災・減災への取組や災害時の応急措置等の活動により、自然災害の防災・減災・復旧にも寄与していると評価する。

2 社会

(要旨)

- 活動組織へのアンケート調査では、農村環境保全活動について、非農業者や非農業団体が本交付金の活動やその他の地域活動に参加するきっかけとして「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答した組織が全体の76%。
- 非農業者及び女性が多く参画している活動組織は、それ以外の組織と比較して、地域の行事やイベント、地域活動が活発であり、多様な主体の参画が本交付金の活動時に様々な影響を与えていることを示唆。
- 本交付金に参画する非農業者等の構成比率は平成30年度と比較して増加。また、本交付金のカバー率が高い市町村では、集落内の寄り合いの開催回数が多い集落の割合が高い傾向が見られるなど、活動が活性化。

(農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献)

対象組織へのアンケート調査（令和2年度）では、農村環境保全活動は、非農業者や非農業団体が本交付金の活動やその他の地域活動に参加するきっかけとして「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答した組織が全体の76%を占めている。また、施設の植栽や農用地等を活用した景観形成活動は、子どもや高齢者、非農業者等が活動に参加しやすく、本交付金の活動を地域全体の共同活動として活発化することに「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答した組織が81%を占めている。さらに、本交付金の活動を地域住民や来訪者に広報することに「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答した組織が全体の80%を占めている。

<図表V-2①>

市町村へのアンケート調査（令和3年度）では、本交付金に取り組んでいる区域と本交付金、中山間地域等直接支払交付金のいずれにも取り組んでいない区域で比較すると、農家、非農家の交流機会や集落での話し合い、地域づくりのリーダーの育成状況など、地域の活性化の状況について違いが出てきている。

<図表V-2②>

また、同アンケート調査では、非農業者や女性が多く参画している対象組織はそれ以外の組織と比較して、地域の行事やイベント、地域活動が活発であり、活動の参加者数の増減の傾向、内容の充実度が異なると回答した市町村が過半数を占めている。加えて、集落の話し合い、集落間連携や地域外との交流等についても差が見られ、多様な主体の参画は、本交付金の活動に様々な影響を与えていることが示されている。

<図表V-2③>

都道府県の施策の評価においては、「ほとんどの組織（8割以上）で効果発現」又は「大半の組織（5割以上8割未満）で効果発現」と回答した都道府県の割合が、「各種団体や非農業者等の参画の促進」で83%、「地域づくりのリーダーの育成」で66%となっており、効果が発現していると評価されている。

<図表V-2④>

2020年農林業センサスにおける農業集落内での地域活動の実施状況では、活動内容により実施している農業集落割合の水準は異なるが、カバー率が高い市町村で

は、活動を実施している農業集落の割合が高い傾向が見られる。

＜図表Ⅴ－２⑤＞

農林業センサスを基にした分析結果では、本交付金のカバー率が高い市町村では、集落内の寄り合いの開催回数が多い集落の割合が高い傾向が見られる。

＜図表Ⅴ－２⑥＞

このことから、本交付金の取組により、多様な主体が参画した地域の共同活動が行われ、農村の地域コミュニティの維持・強化に結び付いていると評価する。

3 経済

(要旨)

- 対象組織へのアンケート調査では、農地集積や集積に向けた話し合いなどのきっかけとして、本交付金が役立っていると評価。
- 大規模経営体へのアンケート調査では、水路や農道の草刈りや泥上げが適切に行われるため、営農が行いやすいなどと評価されるとともに、本交付金に取り組んでいる区域と取組のない区域を比較すると、保全管理活動に要する時間は10a当たり2時間程度減少。
- 本交付金のカバー率が高い市町村ほど集積割合が高い。

(構造改革の後押し等の地域農業への貢献)

対象組織へのアンケート調査（令和2年度）では、本交付金の取組は、農地の利用集積や集積に向けた話し合いなどのきっかけとして「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答した組織が全体の72%を占めており、平成27年度調査結果（53%）と比べ高い値を示している。また、本交付金の取組は、非農業者が地域の農業や農業用水、農業用施設等に関心を持つきっかけになるなど、地域農業の発展に「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答した組織が全体の71%を占めている。

<図表V-3①>

大規模経営体へのアンケート調査（令和3年度）では、本交付金の取組が大規模経営体の農業経営に与える効果としては、「水路や農道の草刈りや泥上げが適切に行われるため、営農が行いやすい」との回答が88%を占めている。次いで、「水路や農道等の点検、補修等が適切に行われるため、営農に支障が出にくい」との回答が多い。また、「水路や農道の草刈り等の保全活動の参加者を確保しやすく、負担が軽減される」と回答した割合も64%を占めている。本交付金に取り組んでいる区域と取組のない区域を比較すると、保全管理活動に要する時間は10a当たり2時間程度（割合にすると23%）減少したことが確認された。加えて、「水路や農道の草刈りや泥上げが適切に行われるため、環境保全型農業に取り組みやすい」と回答した経営体も60%を占めている。

<図表V-3②>

都府県を対象に、農林業センサスに基づく市町村別の集積割合[※]を算出し、市町村単位のカバー率の階層別で平均した結果、カバー率が高い市町村ほど集積割合が高い。また、集積割合の2010年から2015年及び2020年への伸びについても、市町村単位のカバー率が高いほど大きい。

※ 集積割合＝（経営耕地面積が5ha以上である農業経営体の耕地面積の合計）／（全ての農業経営体の経営耕地面積の合計）

<図表V-3③>

これらのことから、構造改革の後押しなどの地域農業への貢献に寄与していると評価する。

VI これまでの課題と今後の展開方向

1 課題

(要旨)

○ 人口減少や高齢化に伴う事務作業や活動継続の困難化等が課題。

食料・農業・農村政策審議会の答申において指摘されているように、本交付金に関しては、「農村人口の減少によって、これまで集落による共同活動により保全管理していた末端の用排水路や農道等の農業インフラ機能の維持が困難となる」ことが大きな課題であり、それがひいては「食料安全保障に関わる深刻な課題となる」ことに留意する必要がある。

また、本交付金の取組推進に関する主な課題としては、都道府県、市町村、推進組織、活動組織等の評価、意見などを踏まえると、本交付金の取組推進に関する主な課題としては、「人口減少や高齢化に伴う事務作業や活動継続の困難化」「リーダー不足」「市町村の負担増大」「オンライン申請への抵抗感」などが挙げられる。

2 今後の展開方向

(要旨)

○ 本交付金については、「「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容」において、

- ・ 広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画を推進
- ・ 事務の簡素化や土地改良区の共同活動への関与の在り方について検討
- ・ 環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討することとされた。

○ これらを踏まえ、令和7年度からの次期対策に向けては、以下の取組を検討することとする。

- ・ 多様な組織や非農業者等の参画促進
- ・ 広域化等を通じた活動組織の体制強化
- ・ 事務負担の軽減
- ・ 環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動推進

都道府県の施策の評価においては、本交付金の取組が、「資源と環境」「社会」「経済」の各項目に寄与していることが確認され、かつ、94%と多くの都道府県で「取組拡大の推進」を今後の取組方向としている。さらに「幅広い活動の展開を推進」を挙げている都道府県が全体の89%と多い。幅広い活動の代表例としては、

「地域外連携」を挙げている都道府県が 57%、「若手・女性の参画」が 53%、「教育機関との連携」が 49%、「スマート化の取組」が 51%となっている。その一方で、「人口減少や高齢化の進行により、集落機能の維持や地域資源の保全、コミュニティの活力低下への対応が必要」といった課題も挙げられている。また、「事務負担の軽減」については、64%の都道府県が今後の取組方向に挙げ、様式の簡素化等を求めている。一方で、制度改正に伴う様式変更等により活動組織や市町村の負担になっているといった課題も挙げられているため、こうした点についても配慮しながら検討していく必要がある。

＜図表Ⅵ－１＞

これらの課題に対応するため、中間評価においては、①SDGs の観点を踏まえた本交付金の活動の見える化による農的関係人口の創出・拡大、②広域的に保全管理活動を実施する体制の構築、③制度の簡素化が重要であるとし、それらに向けた具体的方策を検討することとしていた。

また、今般の基本法改正を踏まえた本交付金の見直し方向については、「活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進する」「事務の簡素化や土地改良区の共同活動への関与の在り方について令和 6 年度中に検討する」「環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する」こととされている。

以上を踏まえ、令和 7 年度からの次期対策に向けては、以下の取組を検討することとする。

なお、これらの取組等の検討に当たっては、本交付金の目的や地域の特性を踏まえ、本交付金の効果が適切に発揮されるように検討を進める。

○多様な組織や非農業者等の参画促進

都道府県等による企業、大学、農業に関心のある非農業者等と活動組織とのマッチングや農福連携をはじめとした各種施策との連携を推進することにより、多様な組織や非農業者の参画を促進する。

○広域化等を通じた活動組織の体制強化

引き続き、行政等が関与し広域化を推進するとともに、集落の枠組みを超えて広域的に保全管理活動を実施する体制を構築する。その際、地域の話し合いを通じて、土地改良区等がより主体的に保全管理活動を実施する体制を構築することも視野に入れる必要がある。

○事務負担の軽減

これまで事務負担の軽減に努めている一方、引き続き活動組織や自治体から事務負担の軽減を求める声があることを踏まえ、必要な軽減策を検討し、講じていく。

○環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動推進

地球環境問題への対応の観点から、多面的機能の発揮にあたって環境への負

荷の低減を図る必要があることから、地域ぐるみで推進することが有効な取組については本交付金の枠組みを活用する。

3 おわりに

本評価においては、実施状況、事業の仕組み、取組の効果といった観点から分析を行い、本交付金による取組が地域の資源と環境、社会、経済といった観点から効果を発現させているとともに、地域コミュニティの強化や地域農業の構造改革の後押しに貢献していると評価した。

また、昨今のウクライナ情勢の影響を受けて顕在化しつつある食料安全保障上のリスクに対応するためには、大規模経営体を中心とした国内農業生産の体制を強化する必要がある、その下支えとして良好な営農条件を備えた農地、農業用水等の保全管理に資する活動を支援する本交付金の取組がますます重要となるものと考えられる。さらに、都市住民の農村地域への関心の高まりを受け、本交付金の共同活動に都市住民の地域資源の保全活動への参画を促すことにより、都市との農村との結びつきを新たに生み出し、広げていく役割を担うことも期待される。

加えて、基本法の検証・見直しの中の議論で指摘されたように、「農村人口の減少によって、これまで集落による共同活動により保全管理していた末端の用排水路や農道等の農業インフラ機能の維持が困難となる問題は、食料安全保障に関わる深刻な課題となる」ことを改めて認識しつつ、農地、農業用水等の地域資源を持続的に保全管理できる体制を構築する必要がある。

今後、施策の評価の結果を踏まえ、農業・農村の有する多面的機能が将来にわたって維持・発揮されるとともに、農村地域がより一層発展するよう、本交付金の効率的、効果的な執行を通じて農地、農業用水等の地域資源を持続的に保全管理できる支援策を引き続き検討する必要がある。

(参考 1) 都道府県における施策の評価結果

1 都道府県第三者委員会

日本型直接支払推進交付金実施要綱の別紙 1 の第 3 の 3 に基づき、

ア) 交付金の実行状況の点検

イ) 活動組織の取組の評価等

を行うことを目的として、各都道府県単位で第三者委員会を設置。

2 都道府県第三者委員会による評価結果

令和 6 年 3 月 31 日までに実施した 47 都道府県の施策の評価の結果概要は以下のとおり。

(1) 効果の発現状況

ア 資源と環境

地域資源の保全管理については、「ほとんどの組織（8割以上）で効果発現」又は「大半の組織（5割以上8割未満）で効果発現」と回答した都道府県の割合が、「遊休農地の発生防止」で98%、「水路・農道等の地域資源の適切な保全」で100%と評価。

農村環境の保全・向上については、「ほとんどの組織（8割以上）で効果発現」又は「大半の組織（5割以上8割未満）で効果発現」と回答した都道府県の割合が、「地域の環境の保全・向上（景観）（活動を通じた、景観形成・生活環境保全の効果）」で100%、「地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心への向上」で98%と評価。

イ 社会

農村の地域コミュニティ維持・強化への貢献については、「ほとんどの組織（8割以上）で効果発現」又は「大半の組織（5割以上8割未満）で効果発現」と回答した都道府県の割合が、「各種団体や非農業者等の参画の促進」で83%、「地域づくりのリーダーの育成」で66%と評価。

ウ 経済

「ほとんどの組織（8割以上）で効果発現」又は「大半の組織（5割以上8割未満）で効果発現」と回答した都道府県の割合が、「担い手農業者の育成・確保」で43%、「農地の利用集積の推進」で45%と評価。

エ 都道府県独自の取組

都道府県の第三者委員会の中で 25 都道府県で独自の取組を評価。独自の取組を行った都道府県の88%が「かなり効果があった」又は、「ある程度効果があった」と評価。

(2) 取組の推進に係る活動状況（都道府県の推進活動）

各都道府県において多面的機能支払交付金の推進活動として、ホームページを通じた情報の提供、パンフレット等による普及・啓発、研修会等の実施、優良活動表彰による普及・啓発、イベント、メディア等を通じた広報活動などが行われている。

(3) 取組の推進の課題と今後の展開

ア 取組の推進の課題と制度に対する提案

主な課題としては、「過疎化、高齢化に伴う事務作業や活動継続の困難化」「活動継続が困難な場合の交付金返還の負担感」「リーダー不足」「市町村の負担増大」「オンライン申請への抵抗感」等が挙げられている。それらの課題に対する主な提案としては、「事務負担の軽減」「交付金返還義務の免除措置」「広域化支援の拡充」「活動期間の弾力的運用」「企業、子供や女性の活動参加へのインセンティブ」等。

イ 今後の取組方向

今後の取組の方向性として、「取組拡大の推進」を挙げている都道府県が全体の94%で最も多い。「幅広い活動の展開を推進」を挙げている都道府県が全体の89%で多く、その内容としては、「地域外連携」「若手・女性の参画」「教育機関との連携」「スマート化の取組」等が挙げられている。

（参考２）対象組織の自己評価及び市町村評価

1 対象組織による自己評価と市町村評価の概要

自己評価・市町村評価は、各対象組織がこれまでの活動を定期的に振り返り、活動の実施状況や成果を点検するとともに、取組の持続可能性を阻害するリスクを低減するための取組（持続可能な組織運営への取組）の実施状況の確認を促すことにより、取組の継続、発展を図ることを目的としている。なお、持続可能性を阻害するリスクについては、ESG投資の考え方を活用し、リスク低減につながる本交付金の取組のチェックリストとしての機能を持たせることとした。

設問は、ESG投資の3つの要素（環境、社会、ガバナンス）のそれぞれに複数の設問が該当するように設定することとした。あわせて、評価の視点の3つのカテゴリー（資源と環境、経済、社会）、6つの視点（①地域資源の適切な保全管理、②農村環境の保全・向上、③農業用施設の機能増進、④農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献、⑤構造改革の後押し等地域農業への貢献及び⑥自然災害の防災・減災・復旧）の分類を行った。（令和4年度から本格実施）

2 自己評価・市町村評価結果

（１）活動の実施状況（自己評価）

ほとんどの活動項目において、現在は問題なく取り組んでいる（「問題なく取り組んでいる」「現在、問題なく取り組んでいるものの、今後負担となる可能性がある」と回答した組織の割合が8～9割程度を占めている。

評価対象組織における年間延べ活動参加者数は平均約400人で、「変化なし」と回答した組織が5割を超え最も多いが、減少傾向の組織も4割存在した。

（２）活動の効果、活動による地域の変化等（自己評価・市町村評価）

本交付金への取り組みが、「かなり効果がある、かなりの効果が見込まれる」「効果がある、効果が現れる見込みがある」と回答した組織、市町村の割合は、「水路・農道等の地域資源の適切な保全、遊休農地発生の防止」「地域の環境の保全・向上」で9割を超え、

「施設の破損、故障や^{いっすい}洪水による農業生産や地域への被害抑制」においても8割を超えている。波及的な効果である「担い手の確保」「農地の利用集積」に対し「かなり効果がある、かなりの効果が見込まれる」「効果がある、効果が現れる見込みがある」と回答した組織、市町村の割合はどちらも6割を超えているが、「6次産業化や農産物の高付加価値化」は3割以下にとどまっている。

（３）増進活動による効果（自己評価）

資源向上（共同）に取り組む組織のうち、増進活動に取り組む組織は、増進活動に取り組んでいない組織と比較して、活動の継続や展開に向けた取組に「積極的に取り組んでいる」「取り組んでいる」と回答した組織の割合が高い。

同様に、増進活動に取り組む組織は、増進活動に取り組んでいない組織と比較して、活動の効果、活動による地域の変化等に「かなり効果がある、かなりの効果が見込まれる」「効果がある、効果が現れる見込みがある」と回答した組織の割合が高い。

（４）市町村総合評価、活動組織の課題等

活動組織の活動状況等に対する市町村総合評価において、9割の活動組織を適当と評価している。一方、指導または助言が必要な組織及び体制の見直し等へのフォローが必要な組織についても1割存在した。今後の活動を継続していく上での課題や市町村にアドバイスを求めることに関する自由回答を見ると、「リーダーの育成、世代交代等」「組織運営、体制」「事務負担」に関する記載が多く、今後の課題となった。

(参考3) 多面的機能支払交付金第三者委員会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

い い だ と し あ き

飯田 俊彰

岩手大学農学部食料生産環境科 教授

い つ か い ち ち か

五日市 知香

(株)パイロットフィッシュ 代表取締役

お か だ あ き ひ ろ

岡田 章裕

読売新聞東京本社 論説副委員長

こ う の や す こ

河野 康子

日本消費者協会 理事

な か し ま や す ひ ろ

中嶋 康博

東京大学大学院農学生命科学研究科 教授(委員長)

ほ し の さ と し

星野 敏

京都大学 名誉教授

み な が わ あ き こ

皆川 明子

滋賀県立大学環境科学部生物資源管理学科 准教授

(参考4) 多面的機能支払交付金第三者委員会の開催の経緯

令和元年度

10月18日(※台風により中止)

第12回第三者委員会

- 多面的機能支払交付金の実施状況等に関する意見交換及び現地調査(栃木県那須塩原市、宇都宮市)

3月5日(※コロナウイルス感染拡大により持ち回りにより開催)

令和元年度第2回第三者委員会

- 多面的機能支払交付金の取組状況に係る分析(案)
- 活動組織等による自己評価と市町村評価の結果
- 多面的機能支払交付金の効果の評価手法(案)
- 多面的機能支払交付金に係る広報の実施状況について

令和2年度

10月28日

令和2年度第1回第三者委員会

- 多面的機能支払交付金の実施状況等に関する意見交換及び現地調査(栃木県小山市、宇都宮市)

3月4日

令和2年度第2回第三者委員会

- 令和元年度多面的機能支払交付金の取組状況に係る分析結果
- 令和2年度多面的機能支払交付金の効果についてのアンケート結果及びSDGsと本交付金の整理について
- 令和2年度の自己評価・市町村評価の結果及び新たな自己評価・市町村評価の試行調査結果等について
- 令和3年度に行う中間評価の進め方(案)

令和3年度

12月15日

令和3年度第1回第三者委員会

- 令和2年度多面的機能支払交付金の取組状況に係る分析結果
- 多面版SDGsローカル指標の活用方法の検討
- 令和3年度の自己評価・市町村評価の結果及び新たな自己評価・市町村評価の試行調査結果等について

3月4日(Web開催)

令和3年度第2回第三者委員会

- 交付金の取組による効果の評価にかかる調査結果の報告について
- 多面版SDGsローカル指標を用いた活動量評価にかかる試行調査等と今後の展望について
- 都道府県中間評価結果(案)について

令和4年度

9月29日

令和4年度第1回第三者委員会

- 令和3年度多面的機能支払交付金の取組状況に係る分析結果について
- 中間評価書(案)について
- 施策の評価に向けたスケジュール(案)

10月26日

- 中間評価公表

3月15日

令和4年度第2回第三者委員会

- 多面版SDGsローカル指標の普及方法について
- 令和3年度の自己評価・市町村評価の結果について
- 施策の評価に向けたスケジュール(案)

令和5年度

8月3日

令和5年度第1回第三者委員会

- 多面版SDGsローカル指標の活用と普及に関する検討について
- 施策の評価に向けた検討事項について
- 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会 中間とりまとめ等について
- 施策の評価に向けたスケジュール(案)
- 多面的機能交付金第三者委員会設置要領の改正(案)について

3月15日

令和5年度第2回第三者委員会

- 本委員会におけるこれまでの議論と基本法見直しにかかる最近の動向について
- 令和4年度多面的機能支払交付金の取組状況に係る分析結果について
- 多面版SDGsローカル指標の活用と普及に関する検討について
- 令和4年度の自己評価・市町村評価の結果について

- 都道府県の施策評価・優良事例について
- 施策の評価のとりまとめ方向（骨子案）について

令和6年度

8月7日

令和6年度第1回第三者委員会

- 多面的機能支払交付金の施策の評価（案）について